information

お知らせ

●ひきこもり専門相談・ひきこもり 家族ミーティング(秩父保健所)

「人と話すことが苦手、外出が困難」 「身近にひきこもりの人がいるけれど、 どう対応してよいかわからない… | 等 のお悩みを抱える方向けに、公認心理 師による下記の2事業を実施します(個 別予約制)。

【ひきこもり専門相談】

日 時 3月1日(火)

午後1時30分~3時 (1枠45分程度)

所 秩父保健所

ご本人、ご家族等 対 象

参加費 無料

【ひきこもり家族ミーティング】

時 3月16日(水)

午後1時30分~3時30分

秩父保健所 所 対 ご家族等

象 参加費 無料

秩父保健所 保健予防推進担当 問合せ **☎**0494 · 22 · 3824

●大切な人を自死(自殺)で亡く された方の「語らいのつどいし

日 3月11日金

午後1時30分~3時30分

会 埼玉県秩父保健所

容 ファシリテーターと共に、同 内 じ体験をされた方同士が、安 心して語りあう場を提供しま す。

象 家族や親戚、友人、職場の同 対 僚など身近な人を自死(自殺) で亡くされ、ご自分から参加 を希望する方(前日までに事 前申込が必要)参加無料

秩父保健所保健予防推進担当 問合せ

☎22 · 3824

◆令和3年度埼玉県立 秩父特別支援学校

作業製品展示会のお知らせ

日 時 2月21日(月)~28日(月)

午前8時30分~

午後5時15分

秩父市役所(歴史文化伝承館)

内 容 作業製品・美術作品の展示・ 学習活動の紹介

県立秩父特別支援学校 小淵

☎24 · 1361

●みんなのオペラ教室 「お笑い×オペラ」のお知らせ

日 2月23日(祝·水) 午後2時開演

場 所 秩父宮記念市民会館大ホー ルフォレスタ

子ども (中学生まで) 入場料 500円 大人 (高校生から)

1.500円 ※4歳以下無料

チケット 茶房木亭

> **☎**22 · 4388 秩父楽器サービス **☎**24 · 6791

郵送希望の方は下記へお問 い合わせください。

ちちぶオペラ事務局 新井 問合せ **☎**090·3331·3297

●令和4年度埼玉未来大学 (前期課程) 受講生募集

人生100年時代を生きるシニアの ための大学「埼玉未来大学」を開講い たします。

健康長寿を実現するプログラムや社 会貢献・社会的起業などを学ぶカリ キュラムとなっており、セカンドス ージの新たな活躍の場を見つける支 援をします。

対象は、県内在住で満50歳以上の

方(令和4年4月1日現在)です。 ※詳しくは公益財団法人いきいき埼玉 HPをご覧ください。

Mhttps://www.iki-iki-saitama.jp/mirai/ 募集案内は、市役所・町役場、公民 館等で配布しています。

問合せ (公財)いきいき埼玉 未来大学担当

☎048 · 728 · 2299

●秩父地域労働者福祉協議会 ラジオ講演会

2月23日(祝·水)

①午前10時05分~11時 ②午前11時~正午

ちちぶエフエム(79.0MH 放 z)で放送します。

なお、インターネット配信(F M++) でも視聴できます。

①田嶋羊子 氏 謙

(日本労働者協同組合セン ター事業団理事長)

石橋妙子 氏

(坂戸地域福祉事務所坂戸 いきいき所長)

②新井一美 氏

(秩父市消費生活センター 消費生活相談員)

問合せ 秩父地区労

☎22·1847 (月·水·金のみ)

◆新型コロナウイルスワクチン(3回目接種) おまかせ予約のご案内

電話やLINEでの予約が難しい方 に向けて、「おまかせ予約」を実施し ます。

- ・いつでもよいから3回目接種を受け たい
- ・接種できるなら場所はどこでもよい
- ・電話やLINEでの予約はめんどう
- ワクチンの種類はこだわらない という方におすすめです。

詳しくは、町ホームページまたは健 康福祉課へお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課 健康担当

☎66⋅3111 内線127.132

野外焼却(野焼き)の禁止について

廃棄物の野外焼却は、原則禁止しており違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの 両方が科せられます。

野外焼却禁止の例外

以下については、例外として取り扱われます。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事のために必要な焼却(例:神社のお炊きあげ)
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却(例:稲わらの焼却)
- ・日常生活上の軽微な焼却(例:落ち葉焚き)

野外焼却禁止の例外に該当する場合でも、近隣へ迷惑がかかるなど、周辺の生活環境が損なわれている場合 は、指導の対象となることがあります。

